

出—そ身ハ輕夕在ハ觀水嬉礼洒宴る意に
日を暮と云く或人武名彰ハ南郡のふなれ
を羽鳥山の社務職といふ事見え来なりとい
ふとも例ある事—末は記を榎東文選の内
社務と出くも文字を異稱日本傳の今按
社務社之職也、永保二年社祇官移まに
國文云應令以清原則房補任小国神主
執行社務觀此則非神主外有社務矣文
選劉越石勸進表曰以社稷爲務云々

一執行

羽鳥記六の卷に附の執行澤内坊盛永と
五、寛文七年福の時大室由列座の中ち最
の上座ある人なり、け日大守は款小

あ—吹羽鳥の筆は来々の義を

と云れ濡るを初時雨之神

今ハ執行中職なく代役なり、寛文七年末
六月天宥の事を一山より訴出くも書付に
羽鳥山執行古従古来有来雨を云ふに天
下沙汰なり彩地を案ハ橋坂之下ち山を引
崩—若王寺を立と云く